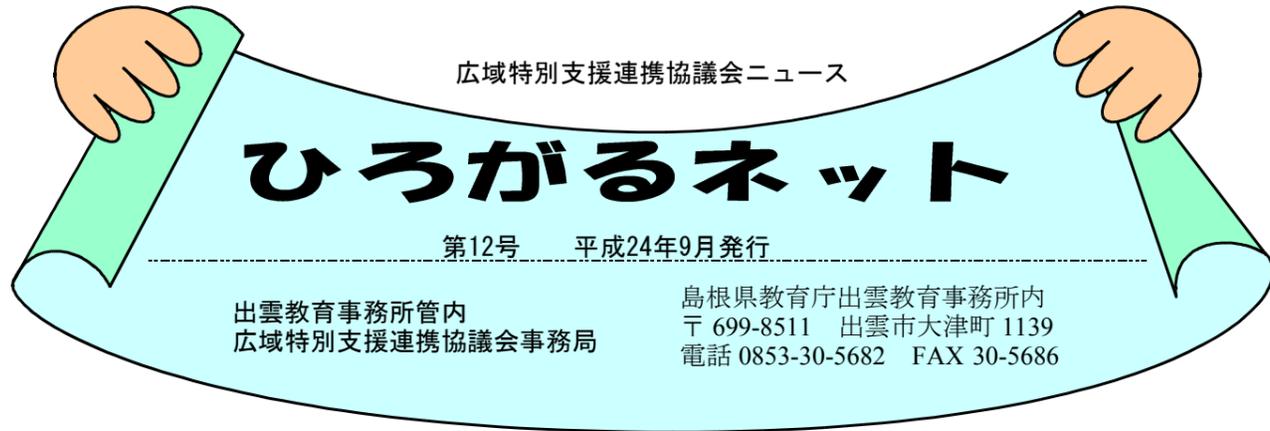


*このニュースは島根県教育庁出雲教育事務所のウェブサイトにてカラーで掲載しています。ぜひご覧ください。



平成24年度特別支援教育体制整備の推進事業に係る「第1回広域特別支援連携協議会」開催 平成24年7月30日(金)午後 出雲合同庁舎

しまね特別支援教育の充実にむけて

所長 足立隆志

- 今年2月に「しまね特別支援教育推進プラン」が策定され、プランに沿って特別支援教育が進められてきているところです。
- 特別支援教育の推進体制については、着実に整備されてきており、とくに小・中学校では概ね出来てきたところですが、これからの課題として次のような点が挙げられています。
- たとえば、就学前では、早期からの障がいの発見や適切な支援が必要であること。
- 小・中学校では、発達障がいに対する理解と適切な支援、あるいは個別の教育支援計画の作成や活用を進めていくこと。
- 高校では、教職員の特別支援教育への理解を深めることや支援体制の構築などがあります。
- そういった個別の課題を解決しながらも、今後、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、その実現に向けては、やはり就学前から高校卒業までを見通した「縦のつながり」と教育、保健、医療、福祉、労働に係る機関の「横のつながり」を充実させていかねばならないと認識されたところです。
- これからの取組のキーワードは、「縦のつながりと横のつながり」です。「縦と横のつながり」が切れないように、隙間ができないように、あるいはより太くしていくことが大切になると思います。
- そのためにまず何から始めていけばよいのか、県の協議会で検討がありました。それが本日の協議の柱である「相談支援ファイルの作成と活用」と「関係機関との連携」の二つです。
- 今年度は県内すべての協議会においてこの二つの柱で協議することにしています。皆様からの忌憚のないご意見をいただき、しまねの特別支援教育の一層の充実につなげていきたいと考えています。

ミニ情報

「相談支援ファイル」の参考例は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

島根県教育庁 → 特別支援教育課ウェブサイト → 「個別の教育支援計画等」 →
「個別の教育支援計画島根県版 参考様式」 → { 相談支援ファイル (益田市版) →
「 (旧斐川町版)

特別支援教育情報コーナー

☆「特別支援教育」と「生徒指導」と「人権・同和教育」

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」
平成17年12月8日 中央教育審議会

「生徒指導」とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。(略)生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

「生徒指導提要」
平成22年3月 文部科学省

「人権教育」は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的とする(P.29)。人権教育の目標は、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるきょうになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動につながるようにすることである(P.8)。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」
平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆「生徒指導リーフ」から

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、平成24年より「生徒指導リーフ」シリーズを発行しています。生徒指導に関して、ピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料です。
(最新版を、「生徒指導リーフ」で検索してください。)

■「個別支援」と「集団指導」が必要(*1) (下線は筆者)
発達障害やその傾向のある児童生徒がいる学級では、学級担任や教科担任は次の2つの視点での対応が求められます。

- ①「個別支援(個別指導)」に基づく対応
「つまずきやすい」児童生徒に対して、個に即した助言や支援を行う、取り出し授業や補習授業を行う等(*2)。
- ②「集団指導」に基づく指導
「つまずきやすい」児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める(*3)、分かりやすい授業づくりを進める等(*4)。

Leaf.3「発達障害と生徒指導」には、以下のような内容が取り上げられています。

☆「進路保障の取組」から

「同和教育指導資料第19集」では、同和教育推進について、「同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取り組む」「同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路の保障に努める」「人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育内容の想像に努める」等を基本的な方向として示し、進路保障の取組を進めるために、「推進体制を確立する」「実態を把握する」「進路の保障を阻む要因を取り除く」「自ら将来を切り拓いていく意欲と態度を育てる」等を重視するとしています。

- このうち「自ら将来を切り拓いていく意欲と態度を育てる」ためには、
- 学ぶ意欲と態度を高めるために、児童生徒一人一人の学習や生活上の課題を捉え、個別具体的な指導と取組の方向を明確にする。(*5)
- 差別に打ち勝って自己実現に努めていこうとする意欲や態度を育てるために、児童生徒が、自分の悩みや願いを本音で語ることができ、それを共感・共有し、共に連帯して解決していこうとする集団づくり。(*6)
等が大切であるとしています。

〈注〉・・

- (*1) ICF(国際生活機能分類)による、障がいのとらえ方につながります。生活機能(「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」)に支障がある状態を「障がい」といい、環境(物的、人的、社会的)の整備状況によって、「障がい」は重くも軽くもなると考えられます。
- (*2、*5) 「個別の教育支援計画」に基づき「個別の指導計画」を立てて支援・指導していくとつながります。
- (*3、*6) 「交流及び共同学習」におけるねらいにつながります。
- (*4) 「ユニバーサルデザイン」の授業づくりにつながります。

一人一人の実態を的確に把握し、ニーズに応じた指導及び支援をしていくことで、自立や社会参加する力を育てていくという考え方は、すべてに共通しています。

今回は、出雲市から「出雲市子ども支援ファイル」を紹介していただき、「相談支援ファイルの作成と活用」「関係機関との連携」について意見交換をしました。各分野の委員からの意見をまとめました。

「相談支援ファイル」

「相談支援ファイル」とは

早期から就労にいたる一貫した支援のために、行政が保護者に渡し、保護者が所持するファイルのことです。

(文部科学省の説明資料より)

【特徴】

- 市町村が作成・配付
- 保護者が保持

【内容】

- 対象児のプロフィール
- 個別の教育支援計画
- 子どもの成長の様子
- 医師の診断記録
- 相談記録 など

【期待される効果】

- 一貫した支援の推進
- 保護者の外部説明の援助
- 保護者への情報提供
- 情報の共有・保持
- 行政の責任ある対応 など

出雲市では、「個別の教育支援計画」までの情報を「キッズファイル」の形で支援につないでいます。

出雲教育事務所管内の市町では、「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた支援の充実に努めています。

差し込み式のファイル形式にすると、大切な情報の一括管理ができます。

本人にとって

一生の宝物

家族にとって

●在宅 ●保育所・幼稚園 ●小学校 ●中学校 ●高等学校 ●大学等 ●就労

協議会での意見

【作成】

- 「個別の教育支援計画」が作成される前の段階においては、健康福祉部等が中心になり相談支援の情報をまとめる必要がある。【福祉・保健】
- 小・中学校で「個別の教育支援計画」がかなり定着しているため、教育委員会がリーダーシップをとりながら、健康福祉部等と連携を図ってほしい。【教育】
- キッズファイルのない市町では、個別のカルテを作って行政が記録に残しておいたり、発達クリニックの記録を保護者に渡したりしているが、保護者がまとめて保管できるようにはなっていない。【福祉・保健】
- 奥出雲町は、今年度、幼児教育モデル事業を活用して、その中で「相談支援ファイル」の作成を検討している。【行政】



【活用】

- 出雲市は母子手帳に入るサイズの「キッズファイル」を作り、支援を行う教室や発達クリニックに参加した保護者に、必要な情報を書いて渡している。【福祉・保健】
- 「キッズファイル」の特記の欄にはどんなサービスを使ったかも書いてあり、相談の参考になる。【福祉・保健】
- 母子手帳は診療の際に保護者が持参して見せてくれるし、医療側からも見せてもらうようにしている。そのときに、簡単に情報を書き込むことは可能だ。手帳に入れて持ち歩けるキッズファイルは、保護者と医療がうまくつながる上で現実的なものだ。【医療】

【作成】

- 記入に当たっては、保護者記入の部分もあるが、担任等が聞き取って記入することが多い。より正確な聞き取りを心がけなければならない。【教育】
- 「個別の教育支援計画」は、特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常の学級で特別な支援を要する児童生徒、通級指導教室を利用する児童生徒についても作成が進んでいる。また、保育所・幼稚園でも作成しているところがある。【教育】
- 保護者だけがもっている情報（医療や相談の記録等）もあるので、そういう情報もコピーしてファイルしておけばとても役立つのではないかと。【保護者】
- 「相談支援ファイル」がなかった頃は、相談の記録など全て自分で記録を取り、担任が替わるたびに伝えていた。ノートが7冊にも8冊にもなった。【保護者】
- 特別支援学級で学ぶことが適切であるという判定であっても通常の学級で学ばせたいという保護者もある。自園では、できるだけスムーズに小学校につなげるために、子どもの特性を書きながら「こういう支援をしていくという方向に向いていく」ということを丁寧に説明している。そうすると保護者の納得が得られ、「相談支援ファイル」の作成にうまくつながっている。【教育】
- 「相談支援ファイル」は有効だが、例えば就学指導委員会で「特別支援学級が望ましい」という判断が出ても保護者が判定を受け入れない場合、「相談支援ファイル」の作成も同意が得られないことがある。【教育】
- 特別支援教育の対象だということになると、それに抵抗感をもって、教育自体を拒否される場合がある。療育手帳や「相談支援ファイル」以前の、「理解・啓発」に課題があるのではないかと。【教育】

【活用】

- せっかく「相談支援ファイル」があるのに、保護者が相談の時に持って来たことがない。学校が保管しているということと関係しているかもしれない。必要に応じて使えるように活用の仕方を周知することも必要だ。【医療、福祉・保健】
- 受診のたびにだけでなく、学期の終わりや進級時などに保護者の了承を得て「個別の教育支援計画」を見せてもらうといい。医療と学校の連携の仕方のひとつだ。【医療】
- 機関コンサルテーションにより学校でカンファレンスをするのだが、個人情報や理由に「相談支援ファイル」そのものは見せてもらえない。使いやすくすることはできないか。【福祉・保健】
- どの市町も、保護者の要請があれば「相談支援ファイル」や「個別の指導計画」を保護者が主体的に使えるようにしている。基本的に、保管は学校が行うが、「相談支援ファイル」は、保護者のものである。【行政】
- 学校は作成をがんばっているが、活用はまだ十分ではない。就学指導委員会の資料として「個別の教育支援計画」をメンバーの医師に見てもらおうことはあるが、その子の主治医に見てもらおうことはなかった。活用を工夫したい。【教育】
- 高等学校の特別支援教育は、いろいろな面で遅れている。「しまね特別支援教育推進プラン」では、高等学校への支援も重視している。「相談支援ファイル」が高等学校へうまくつながるようにしなくてはならない。【教育】
- 教科担任制の中学校では、引き継いだ者だけでなく全職員が「相談支援ファイル」の情報を共有しないと機能しない。共有するための工夫が必要だ。【保護者】



【活用】

- 我が子の年金に関する手続きをした。子どもの障がい気づいた頃からの記録を求められ大変だった。「相談支援ファイル」があったら助かったと思う。【保護者】
- 就業の際、企業から支援の仕方の相談を受ける。障がい名は同じでも、個々に状態は違うので、その方に応じた支援情報を提供する上でも、「相談支援ファイル」は重要だ。【労働】
- 18歳以上になって初めて発達障がいの診断を受けたという方が相談者の4割くらいある。各種情報から自分も「大人の発達障がい」ではないかと思って受診する人も多い。そういう場合、過去までさかのぼって資料を見つけることは難しい。「相談支援ファイル」で、記録を積み上げておくことは重要だ。【福祉・保健】
- 離職や転職を繰り返す方には、障がいの状況を本人や家族が理解できていない場合が多い。本人や家族が障がいを受容することがスタートだ。自分の特性を理解し、将来、勤め先や周囲にそれを理解してもらいながら仕事ができるようになるためには、「相談支援ファイル」などを用いて本人や保護者が小さい頃から自己理解を深めていくことが重要だ。【労働】

